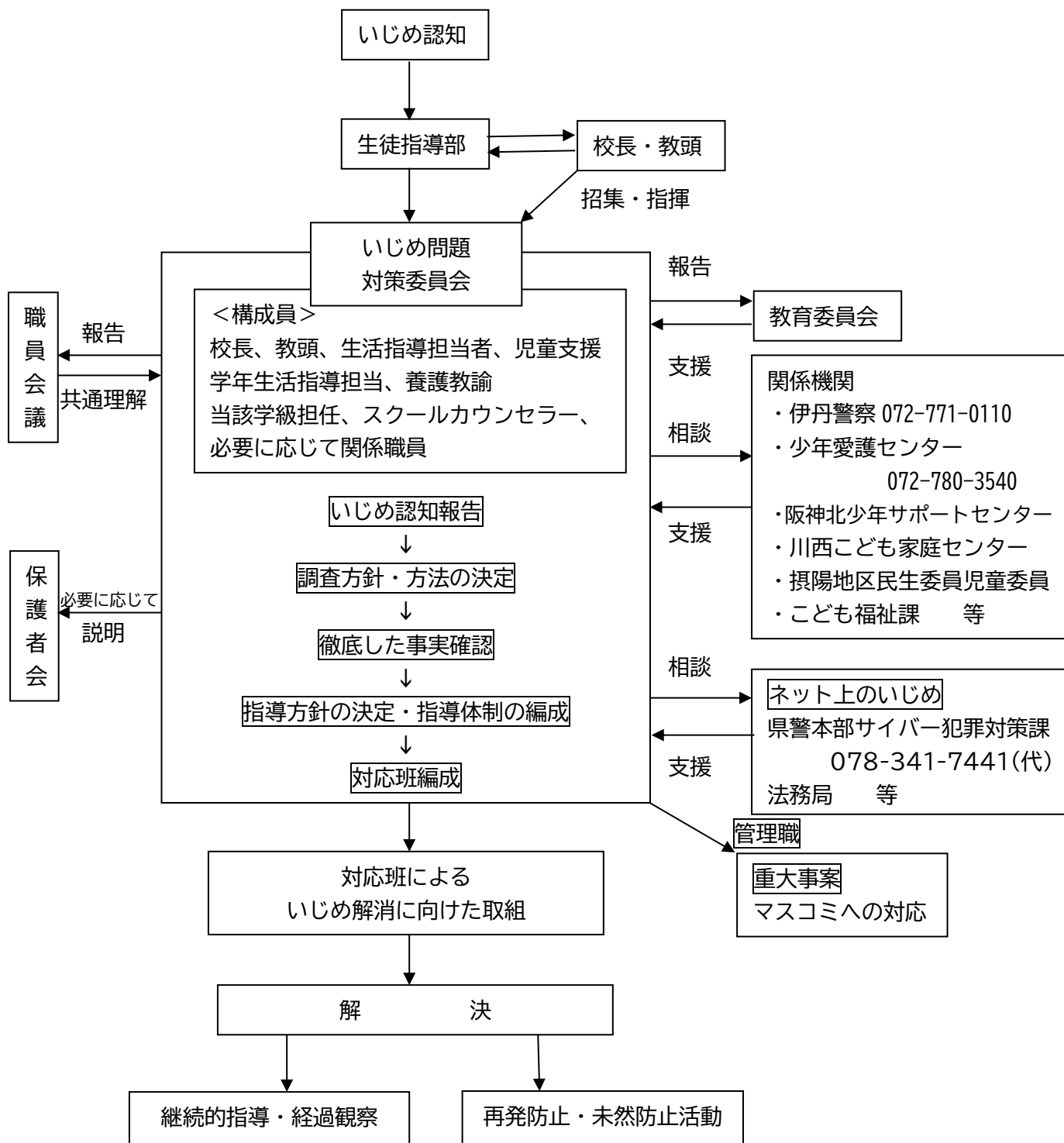




○被害者やいじめを知らせてくれた児童等に十分配慮し、事実確認をする。

・いじめを発見した時は、ただちに加害者、被害者の双方から事実関係を聞き取り、聞き取った内容については周辺児童からも状況を聞き取る。

・必要に応じて、全校あるいは全学年のアンケートを実施する。

○双方の保護者に説明をする。

○双方の保護者と関係職員を交えて、関係改善を行うとともに、傍観者への指導も行う。